

訪問看護ステーションいつき～樹～

重要事項説明書

「運営について」

2025年6月1日現在

(事業者の概要)

名称	株式会社 the edge
所在地	東京都港区白金 6-10-11 白金レジデンス 102号室

(事業所の概要)

名称	訪問看護ステーションいつき～樹～	
所在地	東京都港区白金 6-10-11 白金レジデンス 102号室	
提供可能サービス	(介護予防) 訪問看護・リハビリ	
介護保険事業所番号	1360390452	ステーションコード 7399025
電話	03-6432-5354	
FAX	03-6432-5355	
サービス提供地域	東京都 港区（台場除く）、渋谷区・目黒区・品川区の一部	

(職員体制)

職種	従事するサービス種類・業務	人員
看護師	訪問看護	6名
理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	訪問リハビリテーション	5名
事務員	事務作業	1名

(営業日および営業時間)

事業所の営業日および営業時間

- 1) 営業日 月曜日から金曜日
(GW・年末年始は休業)
- 2) 営業時間 9:00~18:00

(サービス内容)

当ステーションでは、下記を運営の方針とし、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行なうことで、下記の目的を遂行することが出来るよう努めます。

1. ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るよう努めます。
2. ステーションの事業の運営にあたって、必要な時に必要な看護の提供が出来るよう努めます。
3. ステーションの事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所並びに近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

医療的ケア	療養上の世話
	病気治療のための看護
	健康状態の把握
	医療面における助言
	ターミナルケア
リハビリテーション	在宅におけるリハビリテーション
	介護者への技術指導
	介護に関する各種助言

(費用)

- (1) 利用者負担金は、次の4種類に分類されます。
- 1) 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1~3割）
 - 2) 医療保険等に係る利用者負担金（費用全体の1~3割）
 - 3) 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
 - 4) 運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

(2) その他

- 1) 交通費・・・介護保険による介護サービスの場合は不要です。対象地域外の場合、1kmにつき50円のご負担となります。
- 2) 衛生材料費・・・利用者様の看護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。
- 3) 交通費など利用者負担金は、(1)の1)もしくは2)とともに、利用月の15日前後に請求書をお渡ししますので、現金、振込もしくは口座引き落としてお支払いください。
- 4) 上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受理（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後区市町村に対して保険給付分（7～9割）を請求することになります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行なわれない場合があります。
その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
利用料のお支払いと引き換えにサービス確認書の領収書を発行します。
- 5) その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

(キャンセル料)

利用者の都合により、当日にサービスの中止をする場合は次のキャンセル料が発生します。前営業日18時までに事務所までご連絡ください。

利用日の前日までに連絡がなかった場合	2,000円
--------------------	--------

(サービス利用に当たっての留意事項)

利用者とその家族は契約書の内容を把握し、この内容を十分にご理解ください。

(緊急時における対応)

事業者は、利用者に対してサービス提供にあたり、利用者に対して事故、体調の変化、病状の急変が生じた場合は、利用者の家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等に連絡します。

医療機関等	医療機関名		主治医名	
	連絡先			
緊急連絡先	氏名		続柄	
	連絡先①			
	連絡先②			

(事故発生時の対応)

利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員・相談支援専門員、市区町村等へ連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

事業所が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具等の不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険制度（公益財団法人 日本訪問看護財団）
保障の概要	訪問看護事業者やその業務事業者が業務の遂行に伴い、万が一利用者やその家族等の第三者にケガをさせてしまったり、財物を損壊させてしまった場合、その法律上の損害賠償責任を補償します。

(苦情処理)

利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

当事業所

訪問看護ステーションいつき～樹～

電話 03-6432-5354

区市町村 介護保険課 相談窓口	名前	港区介護保険課介護事業者支援係
	電話番号	03-3578-2821
	名前	渋谷区介護保険課介護相談係
	電話番号	03-3463-3304
	名前	目黒区介護保険課介護保険管理係
	電話番号	03-5722-9574
	名前	品川区高齢者福祉課支援調整係
	電話番号	03-5742-6728
	名前	東京都国民健康保険団体連合会
	電話番号	03-6238-0207

事業者は、利用者に提供した訪問看護サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(服務規律)

- 1) 従業者は就業規則にある服務規程を遵守します。
- 2) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- 3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業所

住所 東京都港区白金 6-10-11 白金レジデンス 102号室

名称 訪問看護ステーションいつき～樹～

事業者

住所 東京都港区白金 6-10-11 白金レジデンス 102号室

名称 株式会社 the edge

代表 代表取締役 小林 之維 印

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

代筆理由 _____